

稲城市指定校変更承認基準

平成 15 年 3 月 12 日

稲城市教育委員会教育長決裁

前提条件 1 学校の運営上問題のないこと。(収容能力等が確保されていること。)

2 保護者が通学上の安全について責任を持つこと。

以上の条件が満たされていれば、別表第 1 及び別表第 2 に示す場合に就学指定校を変更することができる。

別表第 1

区分		内容・承認期間	付加条件等	添付書類	申請時期
1	市内転居	継続して転居前の在籍校に通学できる。 期間： 1～4年生：学期末又は学年末まで 5～6年生及び中学生：卒業まで			転居時
2	転居予定	転居予定先の指定校に入学又は転学できる。	入学又は転学時から1年（賃貸借契約の場合には6か月）以内に転居予定のある者	建物売買・賃貸借契約書、工事請負契約書、建築確認済証等	入学又は転学前
3	一時転居	住居の建替え・区画整理等による一時転居時に、継続して在籍校に通学できる。 期間：元の住居に再度住むことになるまで			転居時
4	両親が共働き・一人親家庭・自営業等	児童の預かり先（親族に限る）や店舗所在地の指定校に入学又は転学できる。 期間：卒業まで	小学生のみ適用	保護者の在勤証明書、預かり先又は店舗の所在地を証明できるもの	入学又は転学前

区分		内容・承認期間	付加条件等	添付書類	申請時期
5	兄弟関係	兄弟の在学する学校に入学又は転学できる。 期間：兄弟の卒業まで	入学又は転学時に兄弟がその学校に在学していること		入学又は転学前
6	区分5の承認期間終了後	区分5の承認期間終了後、継続して在籍校に通学できる。 期間：卒業まで	承認期間終了時に小学校4年生以上又は中学校1年生以上		区分5の承認期間終了時
7	身体的理由	身体状況により、指定校を変更することに相当な理由がある場合は、入学又は転学できる。		申立書等	随時
8	教育的配慮	いじめ、不登校、その他の精神的理由及び教育的配慮（部活動等）により、指定校を変更することに相当な理由がある場合は、入学又は転学できる。		教育委員会が必要と認める書類例） 申立書 学校長の意見書 直筆の作文	原則 11 月末まで ただし、いじめ、不登校、その他精神的理由については随時
9	地理的理由	通学区域の隣接校に入学又は転学ができる。 期間：卒業まで	自宅から隣接校までの距離が指定校までの距離より明らかに近く、安全な通学経路が確保されていること。 受け入れる学校の収容力が将来的にも余裕があること（変更許可学校は別に定める。）	通学経路図	入学又は転学前

区分	内容・承認期間	付加条件等	添付書類	申請時期
10	指定校変更をした児童の進学 指定校変更の承認を受け通学している小学校を学区域とする中学校へ進学できる。 期間：卒業まで	中学生のみ適用		入学前
11	その他教育長が必要と認めた場合			

別表第2 城山小学校に関する通学区域

城山小学校に通学を希望する児童

学校	通学可能区域	申請時期
城山小学校	稲城市内全域（城山小学校区に居住する児童は除く。）	原則12月末まで

備考 本規定により城山小学校に通学している児童は、稲城第五中学校へ卒業まで進学することができる。

付 則（平成15年3月12日稲城市教育委員会教育長決裁）

この基準は、平成15年10月1日から施行する。

付 則（平成22年10月19日稲城市教育委員会教育長決裁）

この基準は、平成22年11月1日から施行する。

付 則（平成25年9月1日稲城市教育委員会教育長決裁）

この基準は、平成25年9月1日から施行する。

付 則（平成29年4月5日稲城市教育委員会教育長決裁）

この基準は、平成29年4月5日から施行する。

付 則（令和3年6月18日稲城市教育委員会教育長決裁）

この基準は、令和3年8月1日から施行する。

付 則（令和5年11月1日稲城市教育委員会教育長決裁）

この基準は、令和5年11月1日から施行する。

付 則（令和6年2月2日稲城市教育委員会教育長決裁）

この基準は、令和6年4月2日から施行する。

付 則（令和7年9月30日稲城市教育委員会教育長決裁）

この基準は、稲城市教育委員会教育長の決裁のあった日から施行する。

付 則（令和8年7月22日稲城市教育委員会教育長決裁）

1 この基準は、稲城市教育委員会教育長の決裁のあった日から施行する。

2 改正後の基準別表2の規定は、令和9年4月1日以後に入学する児童について適用する。